

本事業は、令和6年度当初予算に基づいて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、内容等の変更があり得ることにご留意願います。

集落営農活性化プロジェクト促進事業

令和6年2月

農林水産省

1 事業の目的

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、

集落営農の活性化に向け、

「ビジョンづくり」と「その実現に向けた具体的な取組」

を総合的に最長 **3** 年間支援

2

取組主体

- ① 集落営農組織
- ② 集落営農組織が主たる構成員となった連携組織（集落間の広域連合、法人との連携等）

※ 「集落営農組織」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織（「農業用機械の共同所有のみ」「栽培協定又は用排水の管理のみ」の組織を除く）

①及び②（構成員の集落営農組織を含む）等の要件

- ・ 規約・定款があること
 - ・ 集落営農組織が、実質化した人・農地プランに位置付けられていること
- あるいは地域計画の目標地図に位置付けられることが確実であること
- ・ 取組主体が営農する地区において、計画申請までに地域計画の工程表が作成されていること
- かつ年度内に地域計画の策定が確実と見込まれること

3 支援対象となる取組及び補助率

以下の取組から選択。取組の年次的な進捗に応じ最長3年間支援(上限1,000万円)。

取組内容	取組主体	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定【P5】※1	・集落営農組織 ・連携組織	集落ビジョン策定のために直接必要な経費(旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等)であること	定額
2 継続的な発展のための体制の確立	・集落営農組織	(以下の取組に係る経費)	定額(上限100万円/年、最大3年)
(1)中核となる若者等の雇用※2		給料、各種手当、社会保険料等	
(2)法人化		法人化に係る経費	
3 継続的な発展のための収益性の改善	・連携組織 (当該連携組織の構成員である集落営農組織を含む)	(以下の取組に係る経費)	定額 ※①は(最長)3年間で2作物(1作物当たり30a上限)まで対象
(1)収益力の柱となる経営部門の確立		①高収益作物の試験栽培 ②加工品の試作 ③販路開拓 ④その他(収益力の向上につながる取組)	
(2)農業用機械等の導入		取得金額が50万円以上の農業用機械等(中古を含む)	

※1 集落ビジョンの策定は必須目標(補助金の活用は任意)

※2 中核となる若者等との間で集落ビジョン又は集落ビジョン策定前の直近の総会等で承認された助成対象者の事業計画に基づいて締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。

4 集落ビジョンについて

集落営農組織等は、継続的な発展のための体制の確立や収益力の向上等の取組に先立ち、集落ビジョンを策定。

○集落ビジョンの記載事項

- 1 現状・課題
- 2 集落営農の活性化に向けた方針
 - (1) 継続的な発展のための体制の確立
 - (2) 継続的な発展のための収益性の改善
 - (3) その他
- 3 実現を目指す最終年度(R8)の集落営農等の姿・成果目標 【P6】
- 4 年次的な取組計画
- 5 行政・関係機関等のサポート 【P7】

5 成果目標について

目標年度(R8)の成果目標として、以下の取組から2つ以上選択して設定。

※ 目標ポイント(P10~11)を選択した項目(申請時点で達成している項目を除く。)をすべて成果目標として設定。

項目	内容(目標年度(R8年度)の目標)
1 継続的な発展のための体制の確立	
(1) 人材の確保	常時雇用者の増加
(2) 人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定
(3) 円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。
(4) 農地の集積	農地バンクを通じた利用権設定等(農作業の受託を含む。以下同じ。)の面積の拡大
(5) 経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAPの導入
2 継続的な発展のための収益性の改善	
(1) 事業の周年化	周年作業体系の確立
(2) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額の増加
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額を増加
(4) 農作業の省力化	基幹作業の労働時間の削減

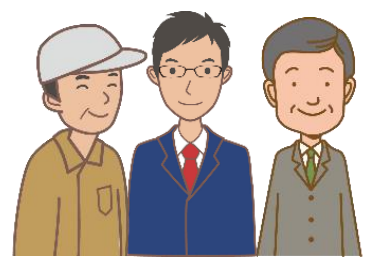
新設

6 行政・関係機関等のサポートについて

- 集落ビジョンの策定及びビジョンの実行にあたっては、**県が主たる構成員となり、市町村、JA等の関係機関等が参画したサポート体制を構築**（既存の組織も活用可能）。
- サポートに係る以下の経費を定額で支援（農業経営・就農サポート推進事業の伴走型支援も活用可能）。

行政・関係機関等のサポート

- ・ 集落営農の経営状況等の分析
- ・ 取組の提案
- ・ 話合いのサポート
- ・ 連携先の紹介
- ・ 栽培技術等の指導 等

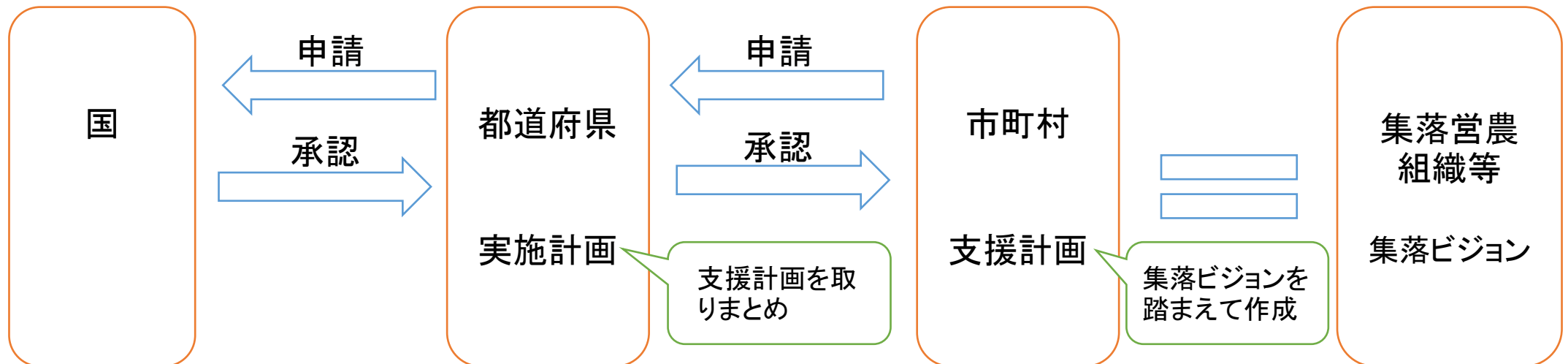


普及組織、市町村、JA等

- ### 【支援対象となる経費】（都道府県・市町村：定額）
- ①給料（非常勤職員）
 - ②報酬
 - ③職員手当
 - ④旅費
 - ⑤共済費
 - ⑥報償費（謝金）
 - ⑦需用費（消耗品等）
 - ⑧役務費
 - ⑨使用料及び賃借料
 - ⑩備品購入費
 - ⑪委託料（都道府県のみ）

7 市町村及び都道府県の手続きについて

- 市町村は、関係機関のサポートにより作成された集落ビジョンを踏まえて集落営農等支援計画を作成し、都道府県に申請
- 都道府県は、市町村が作成する支援計画を取りまとめた都道府県事業実施計画を作成し、国に申請
- 都道府県は国から承認されたら、速やかに市町村に対して承認された旨を通知



8 ポイント基準について

(1) 地域計画策定ポイント

	項目	点数
新設	地域計画が策定されていること	5点

(2) 広域連携等ポイント

	項目	点数
	連携組織を設立して、複数の集落営農が広域連携して本事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む	5点
	他の集落営農と連携して、規約に基づいて農業機械の共同利用、農産物の共同販売等に取り組む	3点

(3) 目標ポイント

項 目	目標年度(R8)までに実現すること	点 数
1 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	目標年度までに常時雇用者(年間7ヶ月以上雇用される者)を増加する	5点
(2) 人材の育成	目標年度までに雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画を策定する(既に策定している場合も対象)	5点
新設 (3) 円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。	3点
(4) 農地の集積	目標年度までに農地バンクを通じた利用権設定等の面積を拡大する	面積割合に応じて 1点～3点
(5) 経営の高度化	目標年度までに法人化する、就業規則を策定する、複式簿記を導入する又はGAPを導入する(既に導入等している場合も対象)	1取組2点 最大4点

(3) 目標ポイント

項 目	目標年度(R8)までに実現すること	点 数
2 継続的な発展のための収益性の改善		
(1) 事業の周年化	目標年度までに周年作業体系を確立する(既に周年作業体系を確立している場合も対象)	5点
(2) 高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	増加金額に応じて 1点～5点
(3) 加工品や直売等を導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	増加金額に応じて 1点～5点
(4) 農作業の省力化	目標年度までに基幹作業(耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等)の労働時間を削減する	削減割合に応じて 1点～3点

(4) 付加ポイント

項目	内容	点数
(1) リスクへの備え	申請時点において、農業版BCPを策定している、又は収入保険等に加入している	1点
変更 (2) 環境への配慮	申請時点において、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	2点
	化学農薬や化学肥料の削減を行う	1点
(3) 輸出の取組	申請時点において、既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている	1点

(5) 都道府県ポイント

項目	内容	点数
都道府県加算ポイント	前年度の助成対象者の実績等を踏まえ、都道府県ポイントを加算(取組初年度を除く。)	前年度の目標を達成した項目の割合に応じて加点 1点～10点

採択方法

採択については、以下のとおりとし予算の範囲内において決定します。

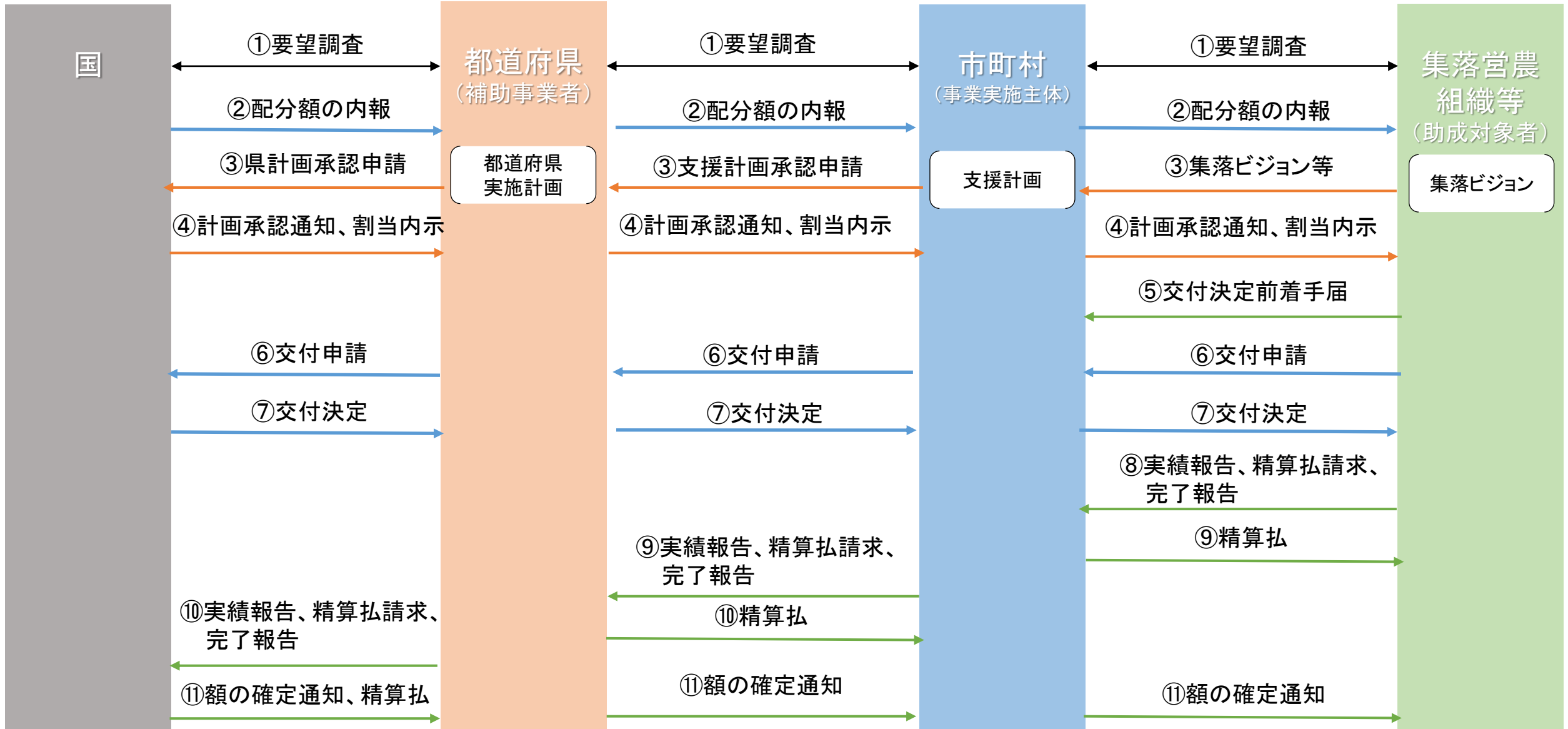
1 取組初年度の申請

- ① 集落ビジョンのみを要望する場合 → 要望額について配分。
- ② 集落ビジョン以外を要望する場合
 集落営農等の成果目標(実現を目指す最終年度の姿)等を基に基礎ポイントを算定
 【p9～12の広域連携等ポイント、目標ポイント及び付加ポイントを合算したもの】
 基礎ポイントを補助金の投入効率を示す指標に換算(=採択ポイント)
 【採択ポイント=基礎ポイント÷支援計画に記載された最大3年間の補助金総額※】
 ※R4年度から事業に取り組んでいる場合は最大5年間の補助金総額
 → 採択ポイントの高い順に採択

2 2年目以降の取組の申請(※単年度ごとに採択の可否を判断)

- ① 成果目標や補助金総額の変更があれば基礎ポイント、採択ポイントを再計算
- ② 各年度の成果目標の達成状況を踏まえ、都道府県がポイントに加算【p12】
 → 採択ポイント(+加算ポイント)の高い順に採択

10 手続きフローについて



本事業による集落営農組織等への支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農林水産省	経営局経営政策課	03-6744-0576(直通)	
北海道農政事務所	生産経営産業部担い手育成課	011-330-8809(直通)	〔北海道〕
東北農政局	経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111(内線4070・4113)	〔青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕
関東農政局	経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600(内線3810・3811)	〔茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕
北陸農政局	経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161(内線3915)	〔新潟県、富山県、石川県、福井県〕
東海農政局	経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271(内線2443、3124)	〔岐阜県、愛知県、三重県〕
近畿農政局	経営・事業支援部担い手育成課	075-414-9017(直通)	〔滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕
中国四国農政局	経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511(内線2184・2183)	〔鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕
九州農政局	経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111(内線4317・4371)	〔福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
内閣府	沖縄総合事務局 農林水産部経営課	098-866-0031(内線83282)	〔沖縄県〕